

社会福祉法人豊智福社会役員等報酬規程

沿革 29.06.26 制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊智福社会の定款第8条、第21条及び第22条第6項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事及び顧問をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者いう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤役員に対しては報酬は支給しない。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額等)

第4条 非常勤の役員に対する各年度の報酬の総額は500,000円以内とする。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、必要の都度、支払うものとする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 非常勤の役員及び評議員が、その職務を執行するための旅行に要する費用又は負担した費用については、社会福祉法人豊智福社会旅費規則に基づき支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附則 この規程は平成29年6月26日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表

第4条に定める非常勤の役員及び評議員の報酬日額は次のとおりとする。

役 職	内 容	日 額
理事長	理事会等会議への出席	7,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円
評議員	評議員会等会議への出席	5,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	
理 事	理事会等会議への出席	5,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	
監 事	監事監査、理事会等会議への出席	5,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	
顧 問	理事会等会議への出席	5,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

